



10月1日は
浄化槽の日

浄化槽の正しい使い方と維持管理

昭和60年10月1日に浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が全面施行されました。これを記念して、昭和62年から、毎年10月1日は「浄化槽の日」と制定されました。この日をきっかけとし、家庭の浄化槽について考えてみましょう。

浄化槽の正しい使い方

塩素系の洗剤（漂白剤など）は、多量に流さない

→多量に流すと浄化槽内の微生物が減り、臭いや水質の悪化の原因となります。

水に溶けないものは流さない

→おむつやたばこ、ティッシュペーパーなどを流すと、配管が詰まったり、清掃の回数が多くなったりします。

動植物系の油や食べ残しを流さない

→油や食べ残しは浄化槽に大きな負荷がかかりますので、燃えるごみへ出してください。



適正な維持管理

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をきちんと行いましょう。

保守点検

→定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。

清掃

→年1回以上の実施が義務付けられています。町の許可を受けた業者に依頼しましょう。

法定検査

→浄化槽の機能が十分発揮されているかを確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

指定検査機関 >> 高知県環境検査センター ☎ 088-860-2400

浄化槽の放流先

→浄化槽を設置する際、放流水の放流先について、法的には同意書の添付は必要ありませんが、集落内でトラブルの原因とならないよう設置者において事前に水路の管理者などにご確認をお願いします。

浄化槽は、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水とし尿をあわせたものを、微生物の働きを利用して処理します。正しい使い方と適正な維持管理がなされないと本来の浄化機能を十分に発揮することができません。上記のことに気を付けて、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎ 22-3119

新型コロナワクチン 令和5年秋接種のお知らせ



初回接種（1、2回目）を完了した方で、5歳以上のすべての方が対象です。



対象者には、9月中旬より接種券を順番に配布します。前回接種をせずに手元に接種券をお持ちの方は、そのままご使用ください。再度の送付はしません。紛失された場合は、健康福祉課で再交付申請の手続きをしてください。



オミクロン株XBB1.5対応1価ワクチン（ファイザー社orモデルナ社）を使用します。
① ワクチンの供給状況などにより、変更となる場合があります。

個別接種（月～金曜日 ※土日祝日を除く）

石川ヘルスクリニック、ファミリークリニック四万十
高橋内科・呼吸器科・消化器科、大西病院
大正診療所、十和診療所

予約開始

9月19日（火）～
コールセンター
☎ 088-855-5671

接種開始

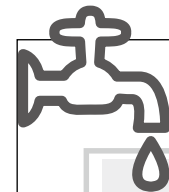
10月2日（月）～



！ 転入された方の接種券交付について

>>> 接種券の交付には、健康福祉課での申請が必要です。接種歴の分かるものと、身分証明書を所持の上、健康福祉課へお越しください。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ 22-3115



水道料金支払に関するインボイス対応

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。消費税申告の際に仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書の保存が必要となりますので、当町の水道料金を納付書でお支払いされている方は、領収書を「適格請求書」として保存してください。

また、口座振替でお支払いされている方

で、適格請求書の発行を希望される方は、「適格請求書発行依頼書」の提出が必要となりますので、記入のうえ直接当課にお持ちいただくか、郵送もしくはメールにて申請してください。様式は、当課にご連絡いただくか、もしくは町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

◎四万十町環境水道課のインボイス発行事業者登録番号は次のとおりです。

・四万十町水道事業 (T8800020004306)
・四万十町下水道事業特別会計 (T7800020004307)
・四万十町農業集落排水事業特別会計 (T6800020004308)

◎環境水道課への売上に対して請求書をご提出いただく場合

「適格請求書発行事業者」の適用を受ける事業者の皆さんは、令和5年10月1日以降に環境水道課上下水道班に対して請求書などを提出される場合、インボイス制度の要件を満たす適格請求書（インボイス）を発行くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎ 22-3119



「こうち省エネ家電等購入応援キャンペーン」が始まります！

家庭における電気代負担軽減や脱炭素化を後押しするため、省エネ性能の高い家電製品などの購入を支援します。家電取扱い業者の対象店舗登録も受付中です。

対象者

県内の対象店舗で、対象期間中に、対象製品を購入した県内在住者

キャンペーン期間

購入・設置期間／9月16日（土）～令和6年1月31日（水）
※購入・設置期間より前に購入したものは対象になりません
支援金申請受付期間／10月2日（月）～令和6年2月5日（月）

対象製品

／一定の省エネ基準（省エネラベル）を満たす下記の製品

エアコン（★3以上） 冷蔵庫（★3以上） 温水機器（エコキュート★4以上、ガス温水機器★3以上）
テレビ（19v型～★3.5以上、39v型～★2以上）
LED照明器具（シーリングライト・ペンダントライト★4以上）

支援内容

／対象製品の購入金額（税抜）の合計に応じて支援を実施

※ネット購入は対象外 ※申請は1人1回のみ（複数回の購入をまとめて申請可）

購入金額（税抜）の合計	支援額
2万円以上 5万円未満	5,000円
5万円以上 10万円未満	10,000円
10万円以上 15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円

詳しくは、キャンペーン特設サイトからご確認ください。

キャンペーン特設サイトはこちら

<https://kochi-shoene.jp>

高知 省エネ家電

検索

